

死亡した方の準確定申告をする場合の記載例②

申告をする必要のある所得が事業所得のみの方が死亡した場合
(相続人や包括受遺者が2人以上で、代表者の指定なし)

【第一表】

手順1
5ページ
参照

種類欄の該当する項目の文字を○で囲みます。
(5ページ参照)

手順2
6ページ
参照

手順3
11ページ
参照

「準確定」と記入します。

明治・「1」
大正・「2」
昭和・「3」
平成・「4」

手順4
19ページ
参照

○黒字の場合…
100円未満の端数を切り捨てた金額(黒字の金額が100円未満の場合は「0」)を記入します。

○赤字の場合…
金額の頭に「△」又は「-」をつけてそのまゝの金額を記入します。

手順5
23ページ
参照

該当する事項がある方のみ記入します。

○ 記載手順については、この記載例で示している「平成29年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の該当ページを参照してください。

◎ 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから、黒いインクのボールペンで、強く記入します。

◎ 2枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。

● マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中に丁寧に記入してください。

● 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。

● 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例①

縦線1本 すきまをあげる 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

記入例②

1234567890

記入例③

80000
70000

※ 記載例中における社会保険料の金額は、実際の金額とは異なります。

「準」の文字を書き足します。

手順1
5ページ
参照

平成 29 年分の 所得税 及 復興特別所得税 の確定申告書 B

住所 〇〇市△△町 X-X-X-X
氏名 コクセイ タロウ
被相続人 国枝 太郎

○ 所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）

[illegible]

(44)	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の	円
------	----------------------	---

○ 雑所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の 生ずる場所	収入金額 円	必要経費等 円	差引金額 円

○ 特例適用条文等

○ 事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	個人番号

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	16 扶養親族の氏名	個人番号	納付	生年月日	別居の場合の住所	寄附金税額控除
	16歳未満の扶養親族			平・・・	市町村分 市 区 町 村 分 市 区 町 村 分 市 区 町 村 分 市 区 町 村 分	
				平・・・	市 区 町 村 分 市 区 町 村 分 市 区 町 村 分 市 区 町 村 分	
					市 区 町 村 分 市 区 町 村 分 市 区 町 村 分 市 区 町 村 分	
	配当に関する住民税の特例	非居住者の特例			給与から差引き	
	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額			自分で納付	
事業税	非課税所得など	所得金額	繰上納付の特例適用前 の不 動 産 所 得	前年中の 開始・廃止	開始・廃止	
	不動産所得から差し引いた 費用等特別控除額	650,000	事業用資産の譲渡損失など	他都道府県の事業所等		
	事業の所得対象資産等、控除対象世帯員数、事業専従者の氏名・住所	氏名	住所	所得税で控除対象配偶者 などとした事業専従者	正金	給付

平成 29 年 1 月 2 日以降、平成 30 年 1 月 1 日までの間に死亡した方の平成 30 年度の住民税については、納税の義務はありません。

控除対象配偶者や扶養親族などのマイナンバー（個人番号）も記入する必要があります。

【ご注意】

- ◎ 給与所得者や公的年金等の雑所得のある方は、支払者から受領した「給与所得の源泉徴収票（原本）」や「公的年金等の源泉徴収票（原本）」を添付書類台紙に貼って提出しなければなりません。
- ◎ 事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行っている方は、総収入金額及び必要経費の内訳を記載した「青色申告決算書」や「収支内訳書」を申告書と一緒に提出しなければなりません。

(参考)【死亡した者の平成 29 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表】

死亡した者の平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表
(兼相続人の代表者指定届出書)

1 死亡した者の住所・氏名等					
(〒XXX-XXXX) 住 所 〇〇市△△町X-X-X		フリガナ 氏 名 コバエイタロウ 国税 太郎		死 亡 年 月 日 平成 29 年 12 月 3	
2 死亡した者の納める税金又は還付される税金 [所得税及び復興特別 所得税第3期分の税額] [還付される税金のときは額 部に△印を付けてください。] 13,100円・・・A					
3 相続人等の代表者の指定 [代表者を指定されるときは、右にその代表 者の氏名を書いてください。] 相 続 人 等 の 代 表 者 の 氏 名					
4 限 定 承 認 の 有 無 [「限定承認」の文字を○で囲んでください。] 限 定 承 認					
5 相 続 人 等 に 関 する 事 項	(〒XXX-XXXX)	(〒XXX-XXXX)	(〒XXX-XXXX)	(〒 -)	
	(1) 住 所 〇〇市△△町 X-X-X	(2) 住 所 〇〇市△△町 X-X-X	(3) 住 所 〇〇市△△町 X-X-X		
	(4) 氏 名 フリガナ コバエイタロウ 国 税 良子 (周知)	(5) 氏 名 フリガナ コバエイタロウ 国 税 一郎 (周知)	(6) 氏 名 フリガナ コバエイタロウ 国 税 二郎 (周知)		
	(7) 個人番号 XXXXXXXXXX	(8) 個人番号 XXXXXXXXXX	(9) 個人番号 XXXXXXXXXX		
	(10) 職業及び役柄 職 業 なし 統 緒 妻	(11) 職業及び役柄 職 業 会社員 統 緒 子	(12) 職業及び役柄 職 業 なし 統 緒 子		
	(13) 生年月日 明・大・昭・平 39年7月20日	(14) 生年月日 明・大・昭・平 39年3月10日	(15) 生年月日 明・大・昭・平 40年6月1日		
	(16) 電話番号 XX-XXXX-XXXX	(17) 電話番号 XX-XXXX-XXXX	(18) 電話番号 XX-XXXX-XXXX		
(19) 相続分…B 法定・指定 1/2 1/4 1/4 法定・指定					
(20) 相続財産の価額 35,000,000円 17,500,000円 17,500,000円 円					
6 納める税金等 各人の納付税額 A × B 各人の100円未満の 端数切捨て 6,500円 3,200円 3,200円 00円					
7 還付される税金の受取場所 銀行名等 振込みを希望する場合 支店名等 預金の種類 口座番号 貯金口座の 記号番号 郵便局名等					

(平成二十八年分以降用)

○この付表は、**申告書と一緒に提出してください**

全ての相続人や
包括受贈者の個
人番号を記入し
ます。

(注) 「5 相続人等に関する事項」以降については、相続を放棄した人は記入の必要はありません。

[illegible]

一連番号

- この付表は、死亡した方の所得税及び復興特別所得税について相続人や包括受遺者（死亡した方から包括遺贈を受けている方をいいます。）が確定申告をするときに使用します。
- 死亡した方の所得税及び復興特別所得税について相続人等が提出する確定申告書とこの付表は、相続の開始があったことを知った日の翌日から起算して4か月を経過した日の前日（例えば、死亡した日が6月20日であるときは、10月20日）までに提出してください。
- なお、死亡した方の死亡した年の前年以前の年分の所得税及び復興特別所得税（その年1月1日から3月15日までに死亡した場合のその前年分を除きます。）が無申告であったことにより提出する確定申告書と付表については、上の4か月の申告期間の特例の適用はありませんから、早めに提出してください。
- 相続人等が1人の場合には、付表の提出を省略して差し支えありません（「[死亡した方の準確定申告をする場合の記載例①](#)」を参照してください。）。
- 相続人等が2人以上いる場合には、一緒に申告してください。この場合、使用する確定申告書と付表は、それぞれ相続人等を通じて1枚で足ります。
- なお、あなたの個人番号を他の相続人等が閲覧できる状態になることを防止するために、他の相続人等と一緒に申告せず、他の相続人等とは別に確定申告書と付表を提出することも可能です。

◆ 個人番号の記入等について

- 平成 29 年分準確定申告に当たっては、①全ての相続人等の個人番号の記入及び②全ての相続人等に係る本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。
- 相続人等が 1 人の場合の個人番号の記入方法については、「[死亡した方の平成 29 年分準確定申告をする場合の記載例①](#)」を参照してください。
- また、本人確認の詳細については、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞」(<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>)をご覧ください。
- 申告書の控えを作成される場合は、その控えに相続人等の個人番号を記入していただく必要はありません。
- なお、申告書の控えは複写式になっており、記入していただいた個人番号が控えに複写される場合がありますので、その控えを使用する場合には、**複写された個人番号をマスキングするなどの対応をお願いいたします。**

（参考）【青色申告決算書（不動産所得用）】

FA0223

平成 29 年分所得税青色申告決算書（不動産所得用）

住所	〇〇市△△町X-X-X	フリガナ氏名	税務士等	事務所所在地氏名（名称）	電話番号
職業	不動産貸付業	代表者氏名	〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

平成 30 年 3 月 31 日 損益計算書（自 1 月 1 日至 12 月 31 日）

提出用	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
収入金額	貸 貸 料 ①	12777500	必	
	礼金・権利金料 ②	8700000	要	
			経	
	計 ④	12787500	費	
必要経費	租 税 公 課 ⑤	21400500	その他の経費 ⑦	127883
	損 害 保 険 料 ⑥	200400	計 ⑧	7803000
	修 繕 費 ⑦	499100	差引金額(④-⑧) ⑨	4984500
	減価償却費 ⑧	3200115	専従者給与 ⑩	
経費	借入金利子 ⑨	1373002	青色申告特別控除前の所得金額 (⑨-⑩) ⑪	4984500
	地 代 家 賃 ⑩		青色申告特別控除額 (⑪-⑫) ⑬	6500000
	給 料 賃 金 ⑪		所得金額 (⑪-⑬) ⑭	4334500
			土地等を取得するために要した負債の利子の額 ⑮	

- 1 -

- ※ ⑬欄が赤字の方で、「土地等を取得するために要した負債の利子の額」を必要経費に算入した場合には、それぞれ次に掲げる区分に応じ次の金額を⑮欄に記入します。
- この場合には、記入する金額の頭部に「⑮」と表示してください。
- 1 土地等を取得するために要した負債の利子の額が、不動産所得の赤字を超える場合・・・「0」
 - 2 土地等を取得するために要した負債の利子の額が、不動産所得の赤字を超えない場合・・・その赤字のうち、その負債の利子の額に相当する金額を除いた赤字の金額

※ 青色申告特別控除は、次により記入してください。

- (1) 65 万円の青色申告特別控除……不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者（現金主義によることを選択している方を除きます。）で、これらの所得の金額に係る取引を正規の簿記（一般的には複式簿記）の原則に従って記帳している方は、その記帳に基づいて作成した貸借対照表を損益計算書とともに期限内に提出する確定申告書に添付する場合には、これらの所得を通じて最高 65 万円を控除することができます。

控除額は、この控除額を差し引く前の事業所得（社会保険診療報酬の所得計算の特例（租税特別措置法第 26 条）の適用を受けた所得は除きます。）の黒字の金額と不動産所得の黒字の金額の合計額が、

①65 万円以下である場合は…これらの黒字の金額の合計額

②65 万円を超える場合は…65 万円

※ 事業として行われない不動産の貸し付けによる不動産所得については、他に事業所得のある場合を除き、65 万円の青色申告特別控除は適用されません。

- (2) 10 万円の青色申告特別控除……(1)の控除を受ける青色申告者以外の青色申告者（(1)の控除を受けないことを選択した青色申告者を含みます。）は、不動産所得、事業所得及び山林所得を通じて最高 10 万円を控除することができます。

控除額は、この控除額を差し引く前の事業所得（社会保険診療報酬の所得計算の特例（租税特別措置法第 26 条）の適用を受けた所得は除きます。）の黒字の金額と不動産所得の黒字の金額、山林所得の黒字の金額の合計額が、

①10 万円以下である場合は…これらの黒字の金額の合計額

②10 万円を超える場合は…10 万円

※ この記載例における青色申告者の貸借対照表の掲載は省略しています。